

特定生産緑地（あきる野市）の指定

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

通し 番号	番号	位 置	生産緑地 地区番号	面積			申出基準日	備 考	図面 番号
				生 産 緑 地 地 区 (都市計画)	特定生産緑地				
					既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
1	66-1	あきる野市二宮字南分地内	6 6	約 1,660 m ²	0 m ²	約 1,660 m ²	2022 年 11 月 1 日		1
2	68-1	あきる野市二宮字南分地内	6 8	約 840 m ²	0 m ²	約 840 m ²	2022 年 11 月 1 日		1
3	84-1	あきる野市小川字田中地内	8 4	約 1,210 m ²	約 230 m ²	約 390 m ²	2023 年 11 月 1 日	一部指定	2
4	172-1	あきる野市下代継字東千代里地内	1 7 2	約 910 m ²	0 m ²	約 910 m ²	2022 年 11 月 1 日		3

「区域は指定図表示のとおり」